

# ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における コスト算定に関する研究会（第5回） （ご説明資料）

---

KDDI株式会社

2023/12/19



- ヒアリング事項に対する弊社意見
  - 検討の視点 1 (設備対象範囲) (1/3 ~ 3/3)
  - 検討の視点 2 (町字別の一回線当たりのコスト算定)
  - 検討の視点 3 (アクセス回線 部門コストの算定方法)
  - 検討の視点 4 (海底ケーブルのコスト算定方法)
  - 検討の視点 5 (設備利用部門コストの算定方法)

# 検討の視点1 設備対象範囲 (1/2)

## 検討の視点1 (設備対象範囲) (1/2)

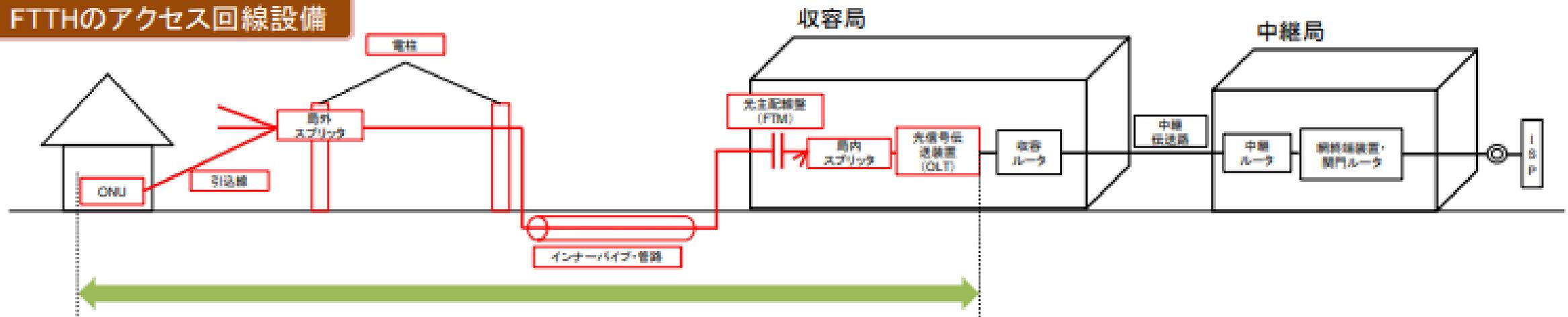
- ✓ 交付金算定の判定式構築に当たり、その対象設備の範囲は、前頁の2月答申において、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」とされた
- ✓ FTTHのアクセス回線設備については、下図に示すとおり、ONU (光回線終端装置) からOLT (光加入者線局内装置) までとしてはどうか

## 弊社意見 (1/2)

- FTTHのアクセス回線設備の範囲は事務局案のとおりで問題ないと考えます。

第4回研究会 事務局資料より抜粋

### FTTHのアクセス回線設備



# 検討の視点1 設備対象範囲 (2/2)

## 検討の視点1 (設備対象範囲) (2/2)

- ✓ 2月答申でいう「海底ケーブル」については、具体的には、下図でいう「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」を指すと考えられるが、それでよいか。また、陸揚局内の各設備のうちどこまでを対象設備とするか

## 弊社意見 (2/2)

- 海底ケーブルの対象設備の範囲は事務局案のとおりで問題ないと考えます。
- 海底ケーブル陸揚局の対象設備の範囲については次項の赤文字の設備を対象とすることが良いと考えます。
- なお、前回研究会においてコメントのあった、離島の中継回線コストについては、多くの中継局を経由する本島の中継回線と位置付けは同じであるため、2月答申の考え方（「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」対象外とする）のとおり、本島の中継回線コストと同様に交付金コストへの算入はすべきでないと考えます。

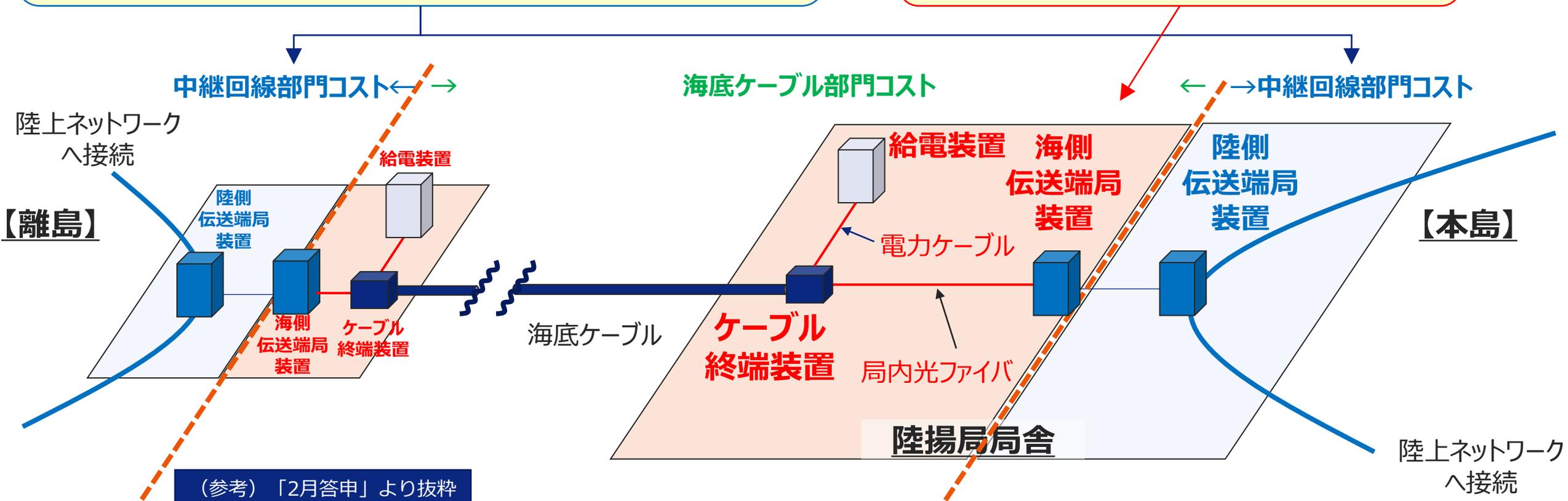
第4回研究会 事務局資料より抜粋



# (参考) 海底ケーブル陸揚局の標準的な設備構成

海側伝送端局装置の陸側端子から  
陸上ネットワーク側の中継回線コストは  
不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため  
「2月答申」を踏まえ交付金コストの対象外とすべき

交付金算定モデルにコスト算入する  
海底ケーブル陸揚局の対象設備の範囲は  
赤文字の設備を対象とすることが適当



(参考) 「2月答申」より抜粋

中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用が大きいと考えられる。そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。

## 検討の視点2 町字別の一回線当たりのコスト算定

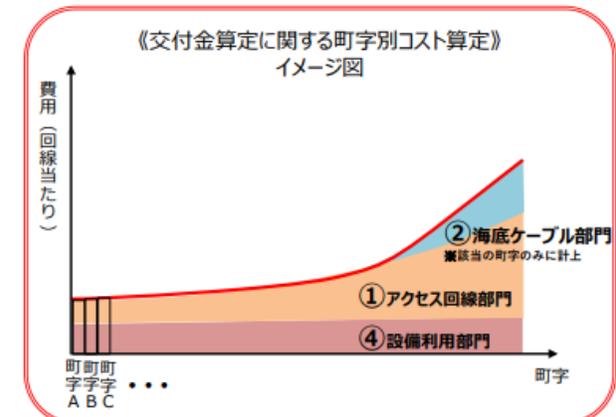
### 検討の視点2 (町字別の一回線当たりのコスト算定)

- ✓ 交付金算定の判定式構築に当たり、中継回線設備は、「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」、対象設備範囲から「基本的には除外されるべき」と本資料2頁目に抜粋する2月答申において結論付けられた。これに基づき、本資料1頁目の標準判定式のイメージ図を描き、方針化した
- ✓ この方針から、この研究会では、まず前半期に「区域指定の判定」において、ネットワーク全体のコストが、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」、「③中継回線部門」及び「④設備利用部門」の4つを合算することで算定できることを念頭に、議論を進めてきたところ
- ✓ 後半期の「交付金算定の判定」においても、1頁目のイメージ図の方針のとおり、「③中継回線部門」を除外し、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」及び「④設備利用部門」の3つを合算することで、町字別の一回線当たりのコストを算定することとして議論を進めてよいか

### 弊社意見

- 2月答申のとおり、「③中継回線部門」を除外し、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」、「④設備利用部門」の3つを合算して町字別の一回線当たりのコストを算定することで問題ないと考えます。

### 第4回研究会 事務局資料より抜粋



# 検討の視点3 アクセス回線部門コストの算定方法

## 検討の視点3 (アクセス回線部門コストの算定方法)

- ✓ 「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」及び「設備利用部門」の各コストについては、前半期の区域指定の判定式の検討において、それぞれの考え方及び算定方法に関する議論を進めてきたところ
- ✓ これを踏まえ、まず「アクセス回線部門コスト」の算定方法については、例えば、㊦「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」、㊧「㊦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記㊦の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、㊦の算定方法の一部を変更すべき事項(部分)などがあるか

## 弊社意見

- ㊦「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ないと考えます。
- 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持が図られないような場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ること考えられます。(以下「検討の視点4」も同じ)

## 検討の視点4 海底ケーブル部門コストの算定方法

### 検討の視点4 (海底ケーブル部門コストの算定方法)

- ✓ 検討の視点3と同様に、「海底ケーブル部門コスト」の算定方法については、例えば、㊦「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」、㊧「㊦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記㊦の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、㊦の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

### 弊社意見

- ㊦「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ないと考えます。
- 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持が図られないような場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ること考えられます。（「検討の視点3」と同じ）

### 検討の視点5（設備利用部門コストの算定方法）

- ✓ 検討の視点3及び4と同様に、「設備利用部門コスト」の算定方法については、例えば、①「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」、②「①とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申（緑字部分）において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記①の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、①の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

### 弊社意見

- ①「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ないと考えます。

## 検討の視点6 その他考えられる事項

### 検討の視点6（その他考えられる事項）

- ✓ 防災その他、交付金算定の判定式を構築するに当たって、考慮すべき事項や検討すべき視点はあるか

### 弊社意見

- 区域指定モデルの検討においてNTT東西からご説明のあった移動電源車やポータブル衛星装置などの災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備については、区域指定モデルにおける論点整理案での取り扱いと同様に、事業規模によって保有する事業者が限定されることなどを踏まえて、ブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否かを総務省殿において十分に精査の上で、仮に標準的なコストとして計上することが適切と認められる場合に限り算定対象とするということで問題ないと考えます。
- なお、仮に当該設備のコストを算定対象とする場合には、算定対象の設備と算定手法の明確化が必要であると考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

